

平成27年度 第1回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成27年4月10日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成27年度 第1回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成27年4月10日(木)
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 2番 辻本一 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己
5番 尾家富千代 8番 上田静可 10番 梶谷廣美
以上6名出席
- 欠席委員 1番 井阪晴美 6番 柳葵 7番 久保良作
以上3名欠席
- 事務局員 事務局長 倉本文和
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹
- 関係者
- 議事事項 報告第1号 職員の任免について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について
議案第2号 農地法第4条第1項の許可に係る事業計画の変更承認について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。予定の時間となりましたので、ただいまより平成27年度第1回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日の出席委員7名、欠席委員3名、欠席委員1番、井阪晴美委員、7番、久保良作委員、9番、中林敬委員です。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の委員会は成立しておりますので御報告をいたします。

次に高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、2番、辻本委員、3番、下名迫委員にお願いをいたします。

続きまして、議長の選出につきましては、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いをいたします。

柳議長

おはようございます。何か、雨の中いろいろと忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

報告第1号、職員の任免について事務局より説明お願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

報告第1号、職員の任免について。本会委員会事務局職員について、下記のとおり発令したので委員会に報告する。平成27年4月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

1、倉本文和、平成27年4月1日、高野町農業委員会事務局長を兼任する。

2、倉谷全弘、平成27年4月1日、高野町農業委員会事務局員を兼任する。

3、松本嘉文、平成27年3月31日、高野町農業委員会事務局長を免ずる。

平成27年の4月1日による機構改革に伴い本会所管するまち未来課から産業観光課に変更いたしました。その他のここに載ってない事務局職員については、従来どおりでございます。

以上で、報告を終わります。

柳議長

ありがとうございました。

続きまして、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明お願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、別添の農地

につき、農地法施行令第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。平成27年4月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに詳細を載せております。

番号1、農地の所在、東富貴字・・・・・・・・番で、場所につきましては次ページのほうに緑で着色した部分でございます。登記簿地目は、田。現況地目も、田でございます。農振区分については農振農用地内でございます。面積については・・・平米で、権利設定については、売買による所有権の移転でございます。譲渡人の住所氏名につきましては、大阪府・・・・・・・・番・・・・号、・・・・氏。譲受人の住所についてでございますが、和歌山県・・・・・・・・番地の・・・・、・・・・氏です。経営面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

現地調査については、4月6日、事務局と下名迫委員と実施しましたので、委員より後ほど報告があります。

次のページに調査書を書いておりますので、ごらんになってください。

今回の・・・・さんについては、1号の全部効率要件については、本人が効率的に耕作するため該当いたしません。また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用はございません。4号の農作業常時従事要件につきましては、本人が100日、妻が100日、子が30日行うため該当せず、5号の下限面積については、高野町全域で10アールの設定で、今回の取得面積をあわせて20.9アールあるため、該当いたしません。

また6号については、所有権以外の権限で耕作している者がいないため該当いたしません。

次に7号の地域調和要件について、権利取得後も水稻の作付けを行うため、該当しません。

以上のとおり書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可相当と考えております。

以上です。

柳議長

ありがとうございました。

続きまして、現地報告について、各担当農業委員より報告お願いいたします。

下名迫委員

3番、下名迫です。番号1について、平成27年4月6日に事務職の垣内主事とともに現地調査を行いました。当該申請地においては以前より保全管理状態が続いており、申請者により水稻の作付を行っており、今後の規模拡大を考えていることから、今回新たに権利を取得するものです。事務局説明のとおり、現地において農地法第3条の許可相当と判断したので報告終わります。

柳議長 ありがとうございます。
 ただいま事務局と農業担当委員の説明がありましたが、御意見ございませんか。
 ないですか。

各委員 （「異議なし」の声あり。）

柳議長 なければ、第1号議案について可決したいと思います。よろしく願いいたします。

 次、続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の許可に係る事業計画の変更承認について事務局より説明お願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

 議案第2号、農地法第4条第1項の許可に係る事業計画の変更承認について、別添のとおり、農地法第4条（昭和27年法律第229号）第1項の規定に基づく許可後に係る事業計画の変更承認申請があったので、本委員会の可否を求める。平成27年4月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

 次のページに詳細が載っております。

 この件につきましては、以前の許可を受けた分でございます。農地の所在につきましては、高野町大字・・・・・・・・番ほか1筆で、登記簿地目は、畑及び田でございます。現況地目もそれぞれ田・畑及び田でございます。申請地の面積2筆合計あわせて・・・・・・・・平方メートルで、農振農用地区分については、農振外でございます。平成26年10月7日に除外を済んでおります。

 今回の事業計画の変更は、平成27年2月27日付で許可指令書の交付を行った場所でございます。3ページほど後に審査表をごらんになってください。現地調査については、平成27年4月6日に担当農業委員の井阪晴美委員と実施しております。後ほど委員より説明がありますが、本日欠席をしておりますので、同行した事務局職員より報告をいたします。

 申請地については、高野町役場富貴支所から北へ・・・・・・・・メートルに位置する第3種農地でございます。

 この計画については、前回の農地法第4条許可の案件で審議いただいたとおり、農業収入の減収にかわる収入を確保するため、太陽光発電を建設しようと考え、本申請が自宅に隣接しているため、適地と考えて本申請をしたおっところでございます。

 当初の計画においては、設置する場所に改良剤を散布し、その土壌を固めて太陽光発電設備を設置する予定でありましたが、事業地が当初を予想する以上に、軟弱地盤であったことから、同事業地内の畑の切土を行い、軟弱地盤にある田んぼの一部を、盛土を行う計画となりました。その他の

事業内容については、変更等はございません。

なお、当該行為によって、高野町土砂等埋立等の規制に関する条例に基づく許可が必要なため、本条例の許可と同時の施行となります。

申請時点において、事前協議が完了しておりますので、本会の許可となった場合には同時の許可を行います。

内容につきましては、切土と盛土をするというので、その他の添付書類等については、従前のおり変わらないので、引用しております。また、資金調達の証明については、当初もある程度の切土、盛土を想定していた見積もりがあったことから、事業に係る経費等の増減がないということでございます。

以上のことから農地転用許可基準に照らし合わせて審査いたしました結果、必要な書類等全て完備しており、また転用の実施についても実現とあることから、承認相当と判断しておりますので御審議のほどよろしく願います。

柳議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質問などございませんか。

はい、どうぞ。

事務局（垣内宏樹）

事務局、垣内より説明させていただきます。

番号1につきまして、平成27年4月6日に担当委員の井阪晴美さんとともに現地調査を行いました。

当該申請地におきましては、以前、農地法第4条による許可申請をした場所で、変更計画申請のおり、地盤が非常に悪く、良質な盛土を行わなければ、当該事業の実行に影響すると考えられ、その行為によって周辺の農地に影響は少ないと考えられますので、現地において農地法第4条の事業計画変更は、変更承認相当と考えております。

以上で報告を終わります。

柳議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、ほかにないですか。

何かないですか。いいですか。

はい、どうぞ。

辻本委員

この整地ですけど盛土だけで、強度的にもどんなのか、設計もちゃんとしてくると思うんですけど、あと草が生えたりするので、盛土だけでもう完了か、その辺お伺いしたいと思います。

事務局（門谷佳彦）

基本的には、この盛土した上に、写真のとおりでございますが、太陽光パネルの架台が立っております。これでほぼ、あとパネルを上に乗せると完了になります。

柳議長 はい、いいですか。

辻本委員 草刈りとか、これはもう地主さんが自分らで。

事務局（門谷佳彦）

もちろんそのとおりでしょう。

辻本委員 やってくれるねんな。

事務局（門谷佳彦）

はい

辻本委員 あと管理大変やと思いますけど。はいありがとうございます。

柳議長 はい、ありがとうございました。
ほかにないですか。
異議がなければ、可決したいと思いますので、いいですか。

各委員 （「異議なし」の声あり。）

柳議長 はい。
続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、事務局より説明お願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別添農地の審議依頼があったので農業委員会の決定について意見を求める。平成27年4月10日提出。高野町農業委員会会長、柳葵でございます。

次のページ、ごらんください。

まず最初の案件でございます。

今回の案件につきましては、2件ございます。

まず最初、番号27-1についてでございます。農地の所在につきましては、西富貴字・・・・・・番地で、場所については、プールの裏のと

ころでございます。登記簿地目は、畑。現況地目も、畑でございます。農振区分につきましては、農振農用地内でございます。面積につきましては、・・・・平方メートルでございます。

権利の設定については、貸借権の設定でございます。

利用権の設定を受ける者の住所氏名につきましては、和歌山県・・・・番地、農業生産法人・・・・、代表取締役、・・・・。

利用権の設定をする者の住所氏名、兵庫県・・・・、.....氏でございます。

利用目的につきましては、果樹でブドウの栽培を行います。

期間につきましては、公告の日から15カ年でございます。

賃料につきましては、年間1万円でございます。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定でございます。

続いてでございます。続いてのページ名は27-2でございます。

農地の所在、東富貴字・・・・番地です。登記簿地目は、畑。現況地目も、畑でございます。農振区分については、農振農用地内でございます。面積につきましては、・・・・平方メートル。権利の設定は、使用貸借権の設定でございます。

利用権の設定を受ける者の住所氏名でございますが、和歌山県・・・・番地、.....氏。

利用権の設定をする者の住所氏名、和歌山県・・・・番地、.....氏でございます。

利用目的につきましては、薬草栽培のトウキ栽培でございます。

期間につきましては、公告の日から5カ年間。

賃料につきましては、使用貸借権のため無償でございます。

本案件2件とも、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定でございます。

許可基準につきましては、同法第18条第3項の各要件を満たす必要がございます。以前からの件でございますが、昨年度は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定はございませんでしたので、改めて同基準でございますが、計画の内容が高野町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想が適合すること。耕作または養畜の事業を行うと認められること。耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることが許可の要件となっております。いずれの要件でございますが、まず最初の27-1の・・・・の分でございます。

今回の申請される法人については、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含めて、全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が業務執行役員3名で630日、雇用労働者1,440日となっております。

なお、この法人につきましては、本町以外の・・・市及び・・・町において、耕作していることを・・・市農業委員会並びに、・・・町農業委員会より耕作証明等が添付されておること確認をしております。

また、法人を確認する添付書類も完備されていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。

次の27-2の・・・さんにつきましても、高野町の基本構想に沿って計画されていることや、自己の経営する農地を含め、全ての農地について効率的に耕作しており、農作業に常時従事する日数が250日となっていることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしておりますので、2件とも許可相当と事務局では判断しておりますので、御審議よろしくをお願いいたします。

柳議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。本案件の27-2について、梶谷委員が2に出るので、ちょっと利害関係がありますので、退席いたします。

(梶谷委員退席)

柳議長 ほかに何か御意見、御質問ございませんか。
はい、どうぞ、お願いします。

下名迫委員 この27-1の件なんですけども、これプールのはたですけども、あそこにつくるとなったら、道などはもう計画されてるんですか。

事務局（門谷佳彦）

特に現地のほうを確認したときにですが、プールサイドのほうに、ちょっと道があるので、そこをもう歩いて行くぐらいのことを考えておると。トラクター、そんな大きな常用のトラクターを持ってくるとは、多分ないと思うので、手押しで行くか、場合によってはその大規模なもし機械を入れるのであれば、またそのときに、再度、また調整をするかとは思いますが、現状は多分、そういうふうな計画は、一応トラクターとは書いてはいたけど、その大きなトラクターではないようなことは、言っておりましたので、道等新たに作成することはないと思います。

下名迫委員 プールサイドを通るのだったら、ちょっと大きなものだったら、あれ、じきに道悪くなるで、あれ。

事務局（門谷佳彦）

なりそうな気はするんですけどね、その辺も現地を見ているので、もし何

か自分たちの思うようなのあったとか、バックホーを持ってきて、がさっと掘るとかという話になるんやったら、梶谷アミさんの土地ですよ。手前の。梶谷正憲さんのところなので、ちょっとその辺をまたその地権者と相談しないとイケないですね。

もし仮になれば、プールまでは町道でしたよね。プールへ入る道なんで、大丈夫かなと思ってます。

下名迫委員 あの道だけど、大きいやつだったら、じきに悪くなるな。

事務局（門谷佳彦）

多分そんなのもあるので、あんまり支所の前も大きなのが、入っていく道ないので、多分でっかいのは来ないと思うので。トラクターってどれぐらいの幅があるんですかね。1メートル20ぐらいでしょう。多分それだったら。ただジクだけでしょうけど。それは多分、直すだろうし。大丈夫だと。

下名迫委員 そんなん去年の・・・。

事務局（門谷佳彦）

田んぼつくってないので、どこがもうケイハカわかりにくくなってるのは確かに、1、2年つくってないというレベルと違うみたいな田んぼなんで。

下名迫委員 そんな大きな機械が入ってするようなところと違うしな。

事務局（門谷佳彦）

まあ、ちょっと出るだけなんで。去年まで井阪の晴美さんやってたから、そんなに荒れてはないところですので。

下名迫委員 いつから始まって、まだ。

事務局（門谷佳彦）

法的な手続なんですけど、この農業経営基盤強化促進法の利用権の設定についてというのは、まずうちのほう、農業本会のほうで、許可相当と意見答申した結果を持って、今度、高野町長のほうから、この答申結果をもとに14日間の公告縦覧というのを行って、それから、14日後に設定をしますという、決定公告というのをしますんで、その決定公告から使うというふうになりますので、きょう付で多分意見答申の結果が出たとして、14日経過して、そのあと、公告になりますので。今月末からは現地のほうでは作業が可能になるというのが、期間的にはなると。

下名迫委員 まあ、まあ、5月・・・。

事務局（門谷佳彦）

一応、こちらさんの法人さんの希望では、5月の法会21まででしたっけ、法会終わった以降にやる予定を考えておりますと、いうことを聞いておりますので、きょうが、意見として決定をされれば、間に合うと。されない間に合わないということになりますので。

柳議長 ほかに何か。

下名迫委員 作業にかかるまでに、もう一度農業委員と何か話し合いはない。

事務局（門谷佳彦）

一応これ以降については、ないです。特別何かを持ってということがあるならば、また。

下名迫委員 いや、いや、どのような作業をするか。

事務局（門谷佳彦）

そういう作業ですか。実際に現地に入るときの日程は多分、我々のほうに通告してくる予定があるので、その日程を見てどうやろうかという話になるんですけど、まだ、なんせまあ、うちのほうまだ、許可答申してないので、何とも向こうも日程、組みにくいところがあって、日程は、今月末には利用権の決定公告出せますよという話はしていますので、今は、見る限り耕してパーム費か肥料化何か掘り込んで、前に見に行ったところみたいに、ひもを引いて穴をあけて行くとか、それぐらいかなって思うんですけど。また、何かあったらまた委員会として、見に行くのも一つですし、それは、どちらでも可能やと思いますので、また、もし、そういう御意見があるようでしたら、改めて声をかけさせていただくし、いや、特にないよっていうのであれば。

下名迫委員 してもらおうほうがええんやけど。

事務局（門谷佳彦）

興味としてどういうふうにされるということでしたら、作業するという前には何か皆さんに御連絡するような形をとってというのも可能でしょうけど。あくまでも、いつするという予定になるので、多分、この日にしますとは多分、絶対言ってくると思いますので、また、お声がけするようでもしましょうか。どうですかね。

いいよっていうなら声かけませんし。かけてくれともいいよって言った

ら、声かけますので。それは、どちらでもさせていただきますので。

まだ、我々もちょっと一応この法人をあっせんしたというのもあるので、事務局サイドとしては、見たいとか、そういうことは、する予定はしておりますので、そこに、きょうはするよっていうのを委員さんか何か、声かけて。例えば、ほかの細川とか花坂の委員さんでも、いや、見たいよっていうたら、言って首を振ってるからもうええっていう、まあ、そういう。

下名迫委員 見に行く、行かないにしても一遍連絡だけ。

事務局（門谷佳彦）

わかりました。そしたら、事務局のほうから、あらかじめ向こうの行程日程がわかり次第、わかる範囲で、お伝えするようにしますので、あとは各自で見に行っていていただくなりしていただきたらと思いますので、それでよろしいでしょうかね。

柳議長 それでいいですか。

各委員 （「異議なし」の声あり。）

柳議長 はい。ありがとうございました。

（梶谷委員入室）

柳議長 以上で予定していました議案審議は全て終了いたしました。
ほかに何か、御意見ございませんか。

事務局長 このたびの4月1日の異動で、産業観光課へ来ました倉本です。どうかよろしくお願いします。事務局長ということです。

4年前に農業委員会については、4年前に事務局をさせていただいておりました、そのときの委員さんもたくさん残ってくれておりますし、またきょう来てくださっている方は役場の上司であったり、そのときの産直でよくお世話になった方とか、花の会でお世話になった方とか、皆、存じ上げてますので、ちょっとほっとしております。

その当時、案件あるたびにしか、よう開いてなかったんですが、今はこのように定例会ということで、活発に活動させていただいております。また今後、よろしくお願ひしたいと思ひますので、御協力いただきたいと思ひます。

どうも、本日は御苦勞さんでした。

柳議長 ありがとうございます。

事務局（倉谷全弘）

ことしの4月1日より産業観光課に配属されました倉谷全弘です。よろしくお願いたします。

柳議長 ありがとうございました。

事務局（門谷佳彦）

倉谷のほうも、事務局の兼任をしますので、職員としておりますので、また、どしどしと鍛えてあげていただきたいと思います。

柳議長 ありがとうございました。
ほかにないですか。
なければ閉会したいと思います。
どうもありがとうございました。

*****午前10時30分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成27年4月21日

会 長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 3番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。